

# それは消費者被害です

## 大学生

Instagramで友達がやっている副業を申し込んだら、テキスト代として30万円請求された…

AIを使った投資で毎月10万稼げる！と言われたけど…？

## 高齢者

必ず儲かると言われて海外投資に手を出したけど、業者と連絡が取れなくなった…

一人暮らしの親が、布団や宝石を大量に買っている！ローンも組まされているみたい…

**正しい法律知識**を身につけて、消費者被害を予防するための**学習会**をしませんか？  
**兵庫県弁護士会阪神支部では弁護士を無料で講師として派遣しています**

インターネットやSNSツールの普及により、消費者被害の規模や種類は年々拡大しています。

**！！ 悪質業者は市民の方々の財産を狙っています ！！**

- 対象者：社会福祉協議会、学校、老人クラブ、高齢者施設、その他市民団体など
- 対象地域：芦屋市、尼崎市、西宮市の各市内
- 申込方法：下記フォームにご記入のうえ、兵庫県弁護士会阪神支部宛てにFAXにてお申込みください。事務局より折り返しご連絡致します。（随時受付中）  
最終申込期限は、**2022年2月末日**となっています。

貴団体名	(ご担当者)	
ご連絡先	TEL	FAX

！！新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への

ご協力をお願い致します！！

可能な限り、オンライン(WEB会議システムの利用)での実施をお願いしております。

出張を希望の際は、お申込み団体側で、感染症拡大予防ガイドライン等をご参照の上、必ず感染防止対策(室内の換気・三密の回避など)を行って頂くよう、お願い致します。

当日、体調不良の方は参加をお控えください。

また、感染拡大状況等によっては出張のご希望に添えない場合がございます。(2021年11月時点)

主催：兵庫県弁護士会阪神支部消費者保護委員会

お問合せ先：兵庫県弁護士会阪神支部

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目2番1-501C

フェスタ立花北館5階(JR立花駅最寄り)

TEL:06-4869-7611 FAX:06-4869-7612